

第 22 回草津市農業委員会総会  
会 議 録

令和 4 年 4 月 11 日

## 第 22 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 令和4年4月11日（月） 午後1時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第8号  
農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 3 報告第9号  
農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 4 報告第10号  
農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について（報告）
- 第 5 議 第13号  
農地法第3条1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決
- 第 6 議 第14号  
農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることにつ  
いて提案説明、案件に対する質疑、採決
- 第 7 議 第15号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決
- 第 8 議 第16号  
農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	4 番	横江 岩美
5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一	7 番	山本 英裕
8 番	木村 幸夫	10 番	中島 紀昭	11 番	小川 雅嗣
12 番	横江 吉美	13 番	中村 好明	14 番	堀 裕子

### ・会議に欠席した委員

3 番	中野 隆史	9 番	木下 範明
-----	-------	-----	-------

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 和夫	2 番	吉川 眞史	3 番	田村 捨要
4 番	中西 真由巳	5 番	久保 和久	6 番	三澤 茂
8 番	中川 正平	9 番	杉江 日出男	10 番	葛原 孝博

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜
------	-------	----	-------

### 農林水産課

課長	舟木 朋宏	副係長	西川 幸伸	山元 一子
----	-------	-----	-------	-------

事務局長 会議に入ります前に報告事項がございます。この4月1日付けで人事異動がございました。事務局におきましては、高橋会計年度任用職員の退職に伴い新たに徳谷会計年度任用職員が配置されました。他は事務局職員に異動はございませんでしたので、引き続きよろしくお願いを致します。徳谷職員、挨拶をお願いします。

事務局 徳谷と申します。よろしくお願ひ致します  
徳谷

事務局長 一年間またよろしくお願ひ致します。また、環境経済部におきましては、寺田環境経済部長、太田総括副部長、舟木農林水産課長は異動はございませんでした。寺田部長からは、「本市の農業施策の推進に、引き続き、委員各位のご支援・ご協力賜りますよう、宜しくお願ひいたします」との言葉を預かっております。

なお、本日、体調不良のため、宇野主任が欠席しておりますことから、転用案件の説明は、服部参事が行いますこと、ご了承願ひます。

では、定刻となりましたので、只今から第22回草津市農業委員会総会を開催いたします。今回より、通常の総会に戻すべく、農地利用最適化推進委員に出席をいただいたところですが、未だ、コロナウイルス感染者数が一定レベルで推移し、激減する状況には至っておりません。各委員におかれましては、新年度に入り、諸活動における会合等への参加が求められることも多いかと思われませんが、感染対策について、引き続き徹底いただきますよう、お願ひいたします。

なお、総会の感染対策としては、入室にあたっての体温測定・アルコール消毒、会議途中も換気を行うことがありますので、ご理解・ご協力賜りますよう、お願ひ申し上げます。

また、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理をせず事務局の方までお申し出いただきますよう、お願ひいたします。

本日、3番中野 隆史委員、9番木下 範明委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中12名で、定足数に達しておりますことから、総会が成立しておりますことご報告いたします。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、ご了承願ひます。

それでは、農業委員会憲章の唱和を、小さな声でお願ひいたします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長            ありがとうございました。それでは会長よろしく願いいたします。

会長                満開の桜ももう終わりになってまいりまして、いよいよこれから田植え、農地等お忙しい中、本日皆様ご出席いただきましてありがとうございます。時間に制約もありますことからただいまから議事に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

会長                ただいまから、第22草津市農業委員会総会を開会します。  
本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、これを御了承願います。

会長                それでは、これより日程に入ります。  
日程第1 会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号5番横江 年男委員、14番堀 裕子委員兩人を指名いたします。

会長                次に、日程第2 報告第6号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について」番号1番から2番を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局            それでは、報告第8号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、2件です。

議案書は、2ページでございます。

番号1番は、届出人が倉庫として、本人が所有する草津三丁目地先の登記地目 畑、現況宅地1筆168㎡を転用されようとするものです。

届出地は、昭和50年頃から届出人が経営されていた店舗の資材・商品を保管する倉庫として利用されてきたため、顛末書を添付のうえ届出をなされました。

顛末案件であるため造成工事等はありません。

隣接地は、宅地・地目田、現況駐車場であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

次に番号2番は、届出人が土地区画整理事業に伴う宅地利用として、本人が所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内の南笠町地先の田6筆 計1,863㎡ 換地面積948㎡を転用されようとするものです。

周囲は、土地区画整理事業区域内でありますことから隣地承諾を得なければならない農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は3月17日付け、番号2番は3月3日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。以上です。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第8号を終わります。

会長 次に、日程第3 報告第9号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番から6番までを議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 次に報告第9号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、6件です。

議案書は、3ページから4ページでございます。

番号1番は、譲受人が山林として、譲渡人が所有する山寺町地先の登記地目田、現況山林1筆35㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

本案件は、譲受人が申請地を自己所有地と錯誤し、植栽を行うなど、これまで土地利用をされてきました。

所有権について譲受人と譲渡人で話し合った結果、売買を行うことになったため、本申請を提出されました。

申請地は、既に植栽などで山林化しており、現況の地目に合わせて申請されたため造成工事等はありません。

隣接地は山林・田であります。田は申請人の所有地であるため、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号2番は、市内で不動産を営む譲受人が分譲宅地として、譲渡人が所有する草津町地先の田1筆1,686㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、全体的に1m程度、盛土を行われ、隣地との高低差が生じる、北側、西側にはL型擁壁を設置されます。

雨水排水は、宅地毎に雨水枡を設け、申請地内に新設する道路側溝へ放流され、そこから東側の市道道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・道路・水路・宅地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

次に番号3番は、借受人が住宅建築のため、若竹町地先の田1筆計236㎡を使用貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

申請地は、平成の初期の頃から駐車場として造成され、利用されてきたことから、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

申請地は新たな造成等はありません

隣接地は、宅地・雑種地・水路であるため隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号4番は、市内で不動産を営む譲受人が土地区画整理事業に伴う住宅用地として、譲渡人が所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内にある野路町地先の田3筆944㎡ 畑1筆136㎡ 計1,080㎡ 換地面積583㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

周囲は、土地区画整理事業区域内でありますことから、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に番号5番は、大阪市内で不動産を営む譲受人が住宅用地として、譲渡人が所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内にある野路町地先の田1筆362㎡、換地面積179㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

周囲は、土地区画整理事業区域内でありますことから、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に番号6番は、譲受人が土地区画整理事業に伴う住宅用地として譲渡人が所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内にある野路町地先の

田1筆347㎡、換地面積176㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

周囲は、土地区画整理事業区域内でありますことから、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は2月28日付け、番号2番は3月8日付け、番号3番は3月14日付け、番号4番は3月7日付け、番号5番、番号6番は3月11日付けにて専決規定に基づき、それぞれ局長専決により受理しております。以上です。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第9号を終わります。

会長 次に、日程第4 報告第10号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

議案書の5ページをご覧ください。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地法第3条による賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に届出をしていただくものであります。

今月の届出は、1件です。

番号1番は、賃借人は賃貸人が所有する山寺町地先の田1筆652㎡に対して、農地法第3条による賃貸借権の設定をしておりましたが、今回、合意解約がなされました。

解約に至った理由につきましては、賃借人（耕作者）が体調不良により耕作できなくなったとのことであります。

今後は、新たな耕作者を探されるとのことであります。



会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第10号を終わります。

次に、日程第5 議第13号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 次に議第13号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、1件です。議案書は、6ページです。

番号1番は、譲受人が譲渡人の所有する下物町地先の田3筆1,641.72㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、市内で1,196㎡、守山市で3,404㎡、野洲市で6,843㎡計11,443㎡を耕作されている農地所有適格法人であり、事業規模拡大のため当該地を取得されるものであります。

当該地は、これまで他法人が田の形状のまま野菜の栽培に利用されており、今後も同様に、トウモロコシやサツマイモなどの野菜を作付けされる予定であります。

今回の取得により譲受人の耕作農地は、13,084.72㎡となりますことから、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の要件を満たしております。

また、その他の要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、法人形態要件（株式譲渡制限のある株式会社）、事業要件（売上高の過半が農業）、構成員・議決権要件、役員要件の各要件を満たしております。

第3号の信託要件については、信託の引き受けによる権利の取得ではないため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第7号の地域調和要件については、取得されます地元の生産組合長の同意

も得られており、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請1件について、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番の案件につきましては、議席番号10番委員をお願いします

10番 はい、10番推進委員さんと現地の方確認させていただきました。事務局の説明のとおりでして取得後も引き続き耕作していただけるということで、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。ただいま議題となっております議第13号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議第13号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6 議第14号「農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を議題としますが、この案件については、議席番号4番委員が当事者でございますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案

の審議開始から終了まで退席していただきます。

では、議席番号4番委員は退室を願います。

会長            それでは、議第14号「農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」を議題として、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局            続きまして議第14号農地法第5条の規定による許可の事業計画変更について説明させていただきます。

                    この申請は、農地転用許可後に当初の転用目的を達成することが困難となった場合、その事業計画を変更する場合の申請です。

                    今月の申請は、1件です。

                    議案書は、7ページです。

                    番号1番は、草津市内で不動産業、建設業を営む事業者が大規模店舗、露天資材置場等を目的とし、平成29年、平成30年、令和3年とそれぞれ農地転用許可を得て造成工事を行われました。

                    初期の計画では、申請者が店舗を建築し、別事業者に貸し付ける予定でありましたが、借り受け事業者が建築物の建築を直接、行うことになったため、本申請がなされました。

                    土地の造成は、既に完了しているため、店舗建築に必要な部分の筆（矢橋町225番1外6筆、7,316㎡）のみ、事業計画変更を行い、借受人が店舗建築を行われます。

                    建設工事見積書、および残高証明書の添付があり、事業の目的は確実に果たされると判断されます。

                    以上添付書類等確認いたしましたますが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長            以上で事務局の説明が終わりました。  
                    ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手願います。

11番            この案件、私の記憶によると二転三転この前もしていたという気がする。それと、土地の所在地の地番がなぜ違うのか。

事務局            はい。変更前につきましては、先ほど言わせていただきましたように平成2

服部 9年、平成30年と一度露天資材置場という形で当初の事業者が取得され、その後資材置場の事業を完了しないまま、令和3年に大規模店舗の貸店舗という形で農地転用許可がされたということでもあります。現場の方は、現在すでに造成も行われております。店舗を建てる時から店舗部分と駐車場部分と看板用地というところがございます、すべて当初の事業者さんが造成をして建築もする予定でしたが、テナントという形で今回の譲受人がスーパーを誘致する予定だったのですが、今回はスーパー自体はスーパーの事業者が建てるということになりましたので、駐車場部分、看板用地等は、当初の計画の事業者さんがそのまま借受けされますので、そこは事業計画変更がおこなわれなれないため、店舗の敷地になる筆のみ事業計画変更をあげさせてもらっています。

地番が違うところは調べさせてください。

11番 地番はいいとして、二重申請ではないのか。

事務局 最初の話からはお店の名前も変わりました。

11番 変更後の譲渡人の名前が他2名となっているでしょ。これはどういうことでしょうか。

事務局 これについては、そもそも土地の所有者の農家さんが、当初の事業者さんにも貸し付ける賃貸借で契約されていますので、所有権自体はまだ個人さんが持っておられる土地があります。今回その土地も含めて新たなスーパーの会社に貸されますので、他に個人さんの名前が入っています。

11番 事務局としては、問題はないということか。

事務局 手続き上、事業者さんなり建築主さんが変わっておられるだけで、実際現場で何か問題が起こったかというものではないということなので理解をしている。

7番 今の件ですが、貸付先のスーパーさんは変わっていないということですか。

事務局 そうです。

7 番 当初のスーパーさんに店舗を建ててから貸す予定だったのが、そのスーパーさんが自力で建てるということになったわけですね。スーパーさんは変わってないということですね。

事務局 はい。一番最初の時は、今回当初の事業者さんが複合ビルを建てて何種類かの店舗が入るようなショッピングモール的なものを考えておられました。それがコロナの影響等もあって1年、2年と延びていく中で1店舗スーパー、1店舗になった時点で、前回のスーパーとしての許可は農業委員会としては許可しています。その時のスーパーからは変わっておりません。あくまで事業者さんがスーパーの外側を建て、そこにスーパーを呼び込む形を最初は計画されておりました。スーパーさんが、自社物件として店舗を建築するという計画になった為、建築主が変わるので事業計画変更という形をとらせてもらっています。

7 番 お金が足りなくなったからというわけではないのですね。事前に建物を建てるのに資産がこれだけあるというのは把握しているか。

事務局 当初の申請の段階で当初の事業者さんの残高は確認しております。資金がショートしての転売、転貸しというものではありません。

7 番 コロナとかウクライナで随分と材料費が上がって、例えば当初1億だったのが1億5千万になったというところもあるので、これからそういう事が出てくると思うのだけれども。

事務局 この事業計画変更については、当然ヒアリングをさせていただいた中で、スーパーを経営する事業者さんが、自社物件にこだわられたという説明を受けております。当初の事業者さんの都合による事業計画変更ではないという理解をしております。

7 番 もう一度県の方へ出さないといけないのか。

事務局 いえ、それは確認いたしました。造成工事等は終わっておりますので建築工事にかかる分のみですので必要はないという確認はとれております。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第14号「農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第14号農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて、番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 議席番号4番委員の入室を認めます。

(委員入室)

会長 次に、日程第7 議第15号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして、議第15号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は2件です。

議案書は、8ページから10ページです。

番号1番は、露天駐車場として譲渡人の所有する木川町地先の田1筆883㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、市内で建設業を営む事業者の代表であり、申請地東側で事業所を営んでおられます。

本申請は、その事業所のための露天駐車場となります。

申請地は、東側の道路の高さに合わせるように1m40cm程度の盛土をし、高低差が生じる北側・西側には土留めとしてL型擁壁を設置されます。

雨水排水は、申請地北東側に雨水桝を設置し、そこから道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・宅地・道路であり、田の所有者、耕作者からは隣地承諾を

得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、預金通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、守山市で不動産業、および土木建設業を営む譲受人が露天駐車場、露天資材置場として譲渡人が所有する新堂町地先の田10筆 計3,923.29㎡ 地目雑種地 現況畑2筆 計65.19㎡、合計3,988.48㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、湖南地域一帯、とりわけ草津市内で数多くの宅地分譲・仲介を行っており、建設資材および建設車両の置き場を探していたところ、申請地の地権者と話がまとまったため本申請をなされました。

敷地は、乗り入れ口を設置する西側の道路高に合わせるよう60cm程度盛土を行われます。

今回の盛土で高低差が生じる箇所はないため、土留め工はなされません。

排水につきましては、敷地内の北と西と南側に雨水樹を設置し、そこから隣接する水路、および道路側溝へ放流されます。

周囲は、道路・宅地・雑種地・水路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に新堂中学校、草津ハートセンターがあることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、売買契約書、工事見積書および残高証明の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、3,000㎡を越える転用許可申請であることから4月14日に県農業会議審議委員による現地調査を実施していただき、4月19日の常設審議会の諮問案件となっております。

以上2件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番

さる先日3月16日、4番推進委員さんと現地を確認させていただきました。計画図を見ていただいたら分かりますように、浜街道沿いで歩道がありまして申請地です。事務局からの説明がありましたように、北側にはあぜ道と用水、西側には田んぼがあります。現地確認の承諾も取ったということで、建設業を営む方が買い取り露天駐車場にされるということです。隣の田んぼの水の出し入れにも影響がないということでよろしくお願いしたいと思います。

会長

2番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番

先月12日に8番推進委員さんと現地確認に行っていました。今事務局から説明があったように、それがすべてだと思いますので特に問題はないと思われまますのでよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第15号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第15号農地法第5条第1項の規定による申請に対し許可をす



ることについて、番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8 議第16号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を議題としますが、この案件については、議席番号7番委員、議席番号10番委員、議席番号11番委員が当事者でございますので農業委員会等に関する法律第31条に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。

関係事案終了後、入室着席していただきます。では、議席番号7番委員、議席番号10番委員、議席番号11番委員は退室を願います。

（議席番号7番委員、議席番号10番委員、議席番号11番委員退室）

会長 それでは、議第16号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 議第16号農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて、御審議賜りたいと思います。

内容につきましては、担当からご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

農林水産課 議第16号農用地利用集積計画（案）について、ご説明申し上げます。

こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条に、「市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」と規定があり、農業委員会の決定を求めるものです。

まず、お配りしております「農用地利用集積計画【利用権設定】（案）令和4年4月28日公告」をご覧頂きたいと思います。

1ページめくってもらいまして「利用権設定面積集計」と書かれているページがございます。まず、こちらについて、説明いたします。

令和4年5月1日に利用権設定する件数につきましては、左上の表を御覧ください。

全体が134筆でして、面積は181,656㎡となります。内訳といたしましては田が118筆で、面積は169,451㎡畑が16筆で、面積は12,205㎡です。

続きまして、右の表に移って下さい。令和4年5月1日に設定後の累計数値になります。

全体の合計筆数は3,769筆、面積は5,929,740.75㎡となっております

ります。

内訳といたしましては田が3,610筆で面積は5,805,173.04㎡  
畑が148筆で面積は121,258㎡。

その他が11筆で面積は3,309.71㎡です。

また、右端の表ですが、令和4年5月1日付け利用権設定予定の筆数を、  
設定期間別に集計したものとなります。

3年未満が61筆、3年以上6年未満が62筆、6年以上9年未満が0筆、  
9年以上12年未満が11筆、計134筆です。

個々の設定につきましては2ページ以降に掲載しておりますが、詳細な説  
明は省略させていただきます。

以上で令和4年4月28日公告、農用地利用集積計画（案）の内容につい  
ての説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は挙手願います。

会長 (質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。ただいま議題となっております議第16号「農用地利用  
集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を原案のとおり  
決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。  
よって、議第16号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求  
めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 議席番号7番委員、議席番号10番委員、議席番号11番委員の入室を認  
めます。

(議席番号7番委員、議席番号10番委員、議席番号11番委員退室)

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたも  
のと認めます。

事務局長 先程の事業計画変更の件で、事務局の方から説明させていただきます。

会長 お願いします。

事務局 先程議案書7ページ、事業計画変更で土地の所在の地番が違いますが、と  
服部 のご質問をいただきました。わたくし、少し勘違いをしておりました。全体  
とその一部との説明をさせていただいたのですが、申し訳ございません。事  
業計画変更は、当然同じ場所、同じ面積でございまして、確認させていただ  
きました。変更前の地番が正しいです。変更後の225番1というのが間違い  
でございます。221番上の土地と同一地が正しいということでお詫びし  
て訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

会長 ただいまの案件は、7ページの件でございます。

閉会 午後 2時 27分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和4年4月11日

会 長 石田 隆司 \_\_\_\_\_

署名委員 中野 隆史 \_\_\_\_\_

署名委員 堀 裕子 \_\_\_\_\_